国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員の退職手当の特例に関する細則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br><br>（退職手当の額）<br>第３条　年俸制適用職員に対する退職手当規程第３条第１項の規定の適用については、「退職の日におけるその者の俸給月額」とあるのは、「国立大学法人東京農工大学職員給与規程第11条の規定が適用される職員であったものとして同規程第12条から第19条までの規定を適用した場合に退職の日に受けることとなる俸給月額」とする。<br>（新設）<br><br>（勤続期間の計算）<br>第４条　（略） | 本則<br><br>（退職手当の額）<br>第３条　年俸制適用職員に対する退職手当規程第３条第１項の規定の適用については、「退職の日におけるその者の俸給月額」とあるのは、「国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条の規定が適用される職員であったものとして同規程第12条から第19条までの規定を適用した場合に退職の日に受けることとなる俸給月額」とする。<br>（退職手当の調整額に係る職員の区分）<br>第４条　年俸制適用職員に対する国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則別表ロの適用については、その者は、年俸制適用職員としての在職期間（次条に規定する年俸制導入促進費措置期間を除く。）において、職員給与規程第11条の教育職俸給表の適用を受けていたものとみなす。<br><br>（勤続期間の計算）<br>第５条　（略） | 退職手当の調整額について、年俸制の期間に月給制と同じ区分を適用するための改正 |

附　則（令和３年４月１日細則第27号）

この細則は、令和３年４月１日から施行する。